

みやぎ型管理運営方式

県は、水道水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の水道3事業を運営しています。水道事業は料金収入により行う独立採算の事業であり、その単価は水処理にかかる費用などを踏まえて設定しています。



宮城県が実施する水道3事業

- 水道用水供給事業**
浄水処理した水を市町村のタンクへ送る事業(水道水の卸売)
- 工業用水道事業**
工場などで使用する水を企業へ直接販売する事業
- 流域下水道事業**
市町村の汚水をまとめて下水処理する事業

水道事業の厳しい将来見通し

人口減少や節水型社会の進展により水の使用量が落ち込み、料金収入が年々減少しています。その一方で、今後、老朽化した管路や設備の更新が必要となることから、3つの水道事業はいずれも厳しい経営環境に直面しています。

県の試算では、40年後の料金が現在の1.5倍になる事業もあり、将来にわたり安全・安心な水の供給と安定的な汚水の処理を続けていくために、経営基盤の強化に向けた取り組みが急務となっています。

みやぎ型管理運営方式とは
県は、官民連携により水道事業を運営する「みやぎ型管理運営方式」(以下、「みやぎ型」)の導入を進めています。事業の対象地域は左のとおりです。

「みやぎ型管理運営方式」対象区域

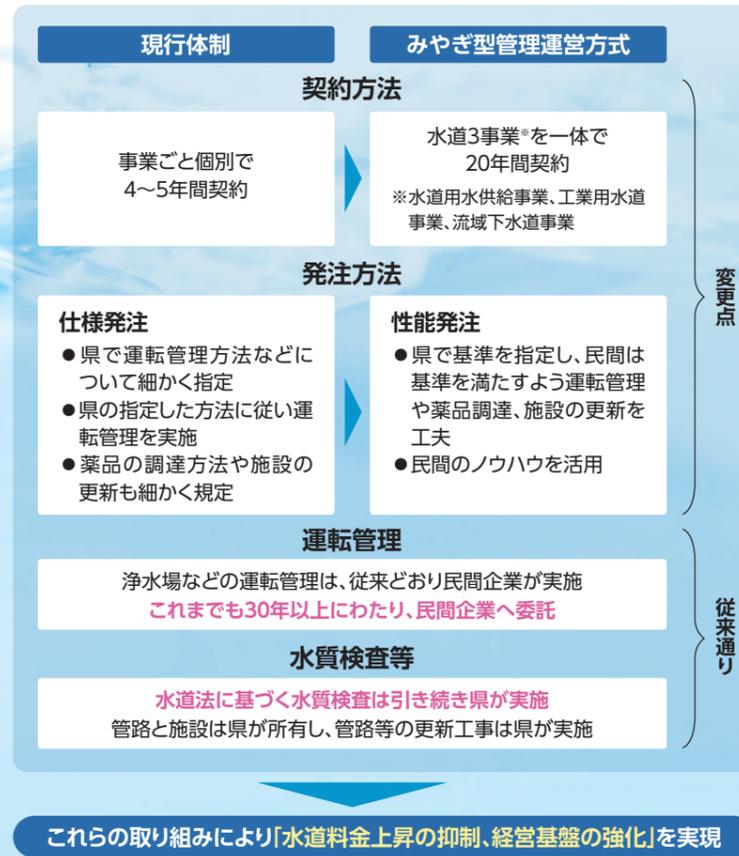


県の浄水場や下水処理場の運転管理は、これまで30年以上も民間企業に委託を行い、事業を運営してきました。みやぎ型では、民間企業との契約方法の見直しを行い、民間のノウハウを一層活用す

ることで、運営コストのさらなる削減を実現し、今後の水道料金の上昇抑制や、将来の管路や設備更新に向けた経営基盤の強化を図ります。

なにが変わるの？
これまで事業ごとに個別契約していた業務を一括で、かつ長期間契約します。

「みやぎ型管理運営方式」に関する変更点



厳しい管理体制による水質の確保

これまでと変わらず、県民の皆さんに安心して飲んでいただける水質を確保します。

水道法に規定される水質検査は引き続き県が実施します。浄水処理の過程でSPCが実施する水質試験項目についても、現在行われている項目から減ることはありません。SPCは、現在の管理基準よりも厳しい目標値を設定するほか、新たに試験項目も追加します。



業務の効率化と情報発信

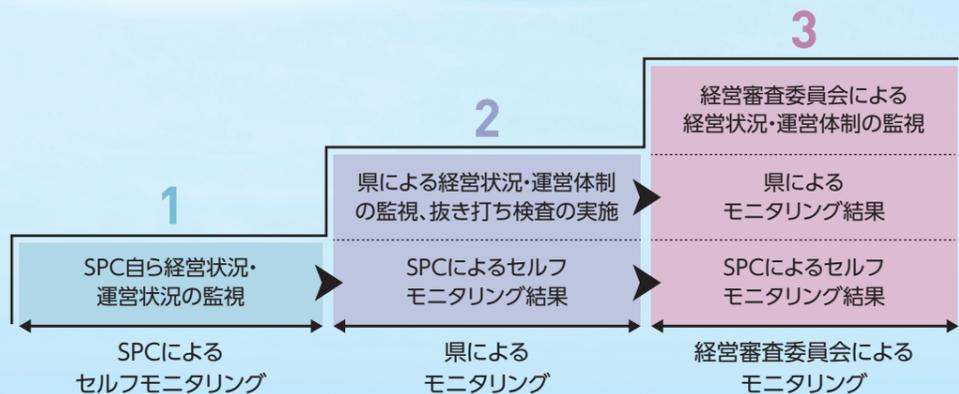
水道事業の効率的な運営に向けて、積極的に先進技術を導入します。

一例として、現在、浄水場や処理場ごとに管理されている中央監視設備を、水道3事業の一体的な遠隔管理ができる統合型システムに再編します。システムの導入によって、効率的な維持管理が可能となるだけでなく、事故や

県の厳格な監視による事業体制の確保

みやぎ型では、県が引き続き事業の最終責任を持ち、SPCが行う事業の運営状況を監視する体制を構築します。SPC自らが行うモニタリングの結果を県がモニタリングするだけでなく、有識者などからなる経営審査委員会を設置し、3段階のモニタリング体制により、水の安全はもちろん、SPCの経営状況についてもしっかりと確認していきます。

3段階モニタリングのイメージ図



今後の実施体制はどうなるの？
令和2年3月から浄水場、下水処理場の運転管理を担う事業者の公募を開始し、令和3年3月にメタウォーター株式会社を代表とする企業グループを優先交渉権者として選定しました。

令和4年4月からは、優先交渉権者となった企業グループにより設立されたSPC(特別目的会社)「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が県の水道3事業の運営を行います。

事業について詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

水道経営課
022(211)3430